

## 第 1053 回教育委員会 会議録

平成 30 年 3 月 27 日

10:00~11:25

### ①開 会

<廣瀬教育長> それでは、ただいまから、第 1053 回教育委員会を開会いたします。

<廣瀬教育長> 議事等に先立ち、申し上げます。  
さきほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長> 会議録署名委員に、涌井委員と武田委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<廣瀬教育長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<廣瀬教育長> 議事に先立ち、報告があります。  
(1) 「重要文化財（美術工芸品）の指定等について」、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長> よろしく願いいたします。  
重要文化財（美術工芸品）の指定についてでございます。3月9日に開催されました国の文化審議会におきまして、新たに本県からは2点、重要文化財の指定について答申がございました。

1つ目は、報告1-2を見ていただきますと、寒河江市の本山慈恩寺が所有します木造の聖徳太子立像でございます。

現在は県指定の文化財ですけれども、国の重要文化財への指定の答申がございました。特徴としては、作られた年代がはっきりとしているということで、鎌倉後期の仏像の指標になるような評価の仏像であるということで、指定されたものでございます。これに伴い、県指定のほうは自動的に解除ということになります。

続いて、もう1つですが、報告1-3の資料になりますが、米沢市の上杉神社が所有しております明国笹付上杉景勝宛、明冠服類（文禄五年上杉景勝受贈）ということでございます。

秀吉が朝鮮出兵した文禄の役の後の交渉で、明国が自国を中心とするその周辺の国、構成国の1つとして日本国を認めて、そしてその日本国の統治者として、またその家臣として、秀吉と上杉家を認めたということで、その証としての書状、笹付とその衣装、冠服を与えたというもの

でございます。

既に工芸品として服飾類は上杉謙信、景勝所有のものとして、84点ほどが一括して重要文化財に指定はされているんですが、一部が歴史的な価値があるということで、その84点から切り離して、歴史資料の分野として新たに指定されるという運びとなったものでございます。そのようなことで、正式な指定後、本県の重要文化財については72件になる予定でございます。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ次に(2)「第5次山形県生涯学習振興計画の策定について」、文化財・生涯学習課生涯学習振興室長より報告してください。

<生涯学習振興室長>

第5次山形県生涯学習振興計画でございますが、本日は本体版の資料と概要版ということで2種類用意してございます。よろしくお願ひします。

まずは、施策の概要について御説明いたしますので、A3判の概要版を御覧いただきたいと思ひます。

開いていただきまして、中面の左側、「第1編 基本的な考え方」の緑色の枠に示しております「第5次山形県生涯学習振興計画策定にあたって」下の「第4次山形県生涯学習振興計画の成果と課題」、「本県がめざす生涯学習」、一番下の「第5次山形県生涯学習振興計画の重点」、こちらにつきましては2月の定例教育委員会で御説明いたしましたので、本日は割愛し、右側の「施策の展開」について御説明したいと思ひます。

右側の「施策の展開Ⅰ」のところでございますが、「自立する力と創造する力を培う学習機会の充実」、こちらにおきましては、重点①に挙げました「個人や地域の多様化するニーズを踏まえた学習機会・学習内容の充実」を受けまして、「1 家庭での学び」、「2 学校での学び」、そして「3 社会での学び」と、ライフステージに応じた学習機会、学習内容の提供をさらに充実させていく予定でございます。

これらは、これまでも県庁内の関係各課において取り組まれてきたことですが、第5次計画におきましても、県民のニーズを踏まえ、さらに充実させていくことが重要になっていくものと捉えております。特に「3 社会での学び」のところでは、仕事や子育て等で多忙をきわめ、学びたくてもなかなか学ぶ機会が得られない。(4)のところにあります成人期、こちらの教育について、学習の成果を社会参画や地域貢献の活動につなげていけるようにするため、男女共同参画や社会貢献活動、環境教育などの実践的な学習機会、学習内容の提供が求められているところでございます。

裏面を見ていただきまして、「施策の展開Ⅱ」のところでございますが、「連携・協働による推進体制・学習環境の整備」につきましては、

重点②の「地域づくり・絆づくりに係る活動の推進」と重点③に掲げました「持続可能な推進体制整備、人材育成機会の提供等による市町村への支援」を受けまして、こちらの「1 生涯学習推進体制の充実」や、「2 学習情報提供・相談の充実」に向けて取り組んでいきます。

また、「3 学校・家庭・地域の連携・協働」をさらに推進することや、4、5、6にあります関係機関や団体との連携協力と支援を充実させていきます。特に3の(6)では、これまでの健常者中心の生涯学習から、障がいのある人もない人も共に生涯学習に取り組める社会の実現に向けまして、「障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実」、こちらの項目を新たに今回設けまして取組を進めていきたいと考えております。

次に、この計画を着実に推進していくために、平成30年度以降の方策について御説明いたします。

1つ目は、山形県生涯学習推進委員会の充実です。本体資料の67ページに設置要綱がございますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

この山形県生涯学習推進委員会は、平成25年度、第4次山形県生涯学習振興計画策定を受けまして設置し、庁内関係各課長により構成されている、本計画の推進母体となる組織でございます。第5次振興計画では、関係各課の取組の共有と企画調整に加えまして、県のホームページを活用した情報提供や、関係各課が行っておりますそれぞれの出前講座と本室で行っている放課後子ども教室との連携、また先ほど申し上げました障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実など、機能をさらに向上させていく予定でございます。

2つ目は、この第5次生涯学習振興計画の説明会の実施でございます。

第5次振興計画につきましては、市町村関係者に対しまして、趣旨の理解促進と計画内容の着実な推進を図ることを目的に、各教育事務所単位で行う、市町村教育委員会社会教育主幹課長会議の席上で説明し、徹底を図りたいと思います。また、市町村社会教育委員や公民館関係者で構成されております社会教育連絡協議会、こちらの総会や研究大会においても周知を図りたいと思います。

以上が報告内容となりますが、これらの取組を通しまして、これからの人生100年時代を見据え、障がいのある人もない人も、共に生涯にわたり、生きがいをもって学び続けることができるよう、生涯学習社会の実現を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告内容について、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

地域の教育力というか力が非常に弱くなっている現状があって、「志縁」という言葉を使っているんですけども、NPOとかボランティアとかそういった方々による生涯学習にしてもそうだし、皆さんに生

涯学習を一層発展させてほしい、そういうようなところを今回少し入れさせていただいています。あとは多様なニーズと生涯にわたる、ステージに応じた学習、そういったところを盛り込んでいます。

特に、障がいのある方の生涯にわたる文化的あるいは社会的な参加、生涯学習、そういう理念も取り入れさせていただいております。

<武田委員> 推進委員会の構成で、関係各課長ということですがけれども、企業に関係する課の方もいらっしゃるのでしょうか。成人期とかを考えると、経済団体なり企業の理解がないと、なかなか進みづらいのかなと。

<生涯学習振興室長> 企業の方は直接含まれておりませんが、そういった視点も、これから非常に大事になってくると思います。

<廣瀬教育長> 教育プラットフォームの中には企業さんも入っているわけですから、「志縁」の中にはそういう社会貢献を目指している企業さんも当然入っていると思うんですね。だから、今、武田委員の話に出たような企業さんの活動、あるいは企業さんとの連携といった面も、どうでしょう。

<生涯学習振興室長> そういったところに関しましては、年度当初と年度末に関係課長の会議がございますので、そういった御指摘があったということで、そういった連携も深めていくというようなことを、そこでお話をして、毎年、目標を決めて検証をしていきますので、取り入れていきたいと考えております。

<武田委員> 男女共同参画とか若者とか、子育ての担当部署と、私に関わっているイクボス同盟も一緒になっていくんですけども、今やっている働きかけのその先というのがやはり、仕事だけじゃなくて地域活動への視点に移行していかないとだめだなと思ってしまして、そうすると、啓発みたいなものが届かないもったいないなと思いました。

<生涯学習振興室長> 実際、そこを総合的に考えていかないと、企業の理解というのにも必要だと思いますので、今の御指摘は大変ありがとうございました。反映させていきたいと思えます。

<廣瀬教育長> ではよろしいですか。なければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<廣瀬教育長> 議第1号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より説明願います。

<総務課長> それでは、議第1号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」ということで御説明申し上げます。

資料は1-1からでございますけれども、最初のほうは改め文でござ

いますので、1－4で御説明を申し上げたいと思います。

まず、改正理由でございますけれども、平成30年度の教育委員会事務局の組織改編に伴いまして規定の整備を図るということでございます。

改正内容は、特別支援教育課の新設、それから教職員課の体制強化、スポーツ保健課内の室の改称、それから全国高校総体推進課の廃止など、そういった要素を盛り込んでの改正ということになります。

施行期日は公布の日ということで、平成30年4月1日からということで予定しております。

具体的な改正の中身につきましては、1－5ページ以降で御説明を申し上げます。新旧対照表になっておりまして、左が現行、右が改正案ということになります。

まず、第4条第1項の表になりますけれども、教職員課、上から2つ目の欄でございますが、新たに人事企画担当が配置されるということで、こちらのほうに加えております。次に義務教育課のところで、今まで課内室だったものが、特別支援教育課ということで分かれますので、義務教育課の次に特別支援教育課ということで、新たに課を1つ付け加えたということでございます。

それから、その下の第4条第2項の表になりますけれども、これは課内室を規定している表でございます。その中の、特別支援教育室、これを削除したということが1つ。それから、スポーツ保健課内の競技スポーツ推進室、これを競技力向上・アスリート育成推進室に改称するというので表を改めているということでございます。

それから、第5条のところですが、総務課にICT環境の整備検討に関することということで、事務分掌を1つ付け加えているということでございます。

それから、1－6にまいりまして、第8条のところには、義務教育課の分掌事務ということで挙げておりましたが、特別支援教育に係る部分を除きまして、その部分については1－7ページの第8条の2ということで、新たに特別支援教育課の分掌事務ということで、1条付け加えたということでございます。

それから、1－8にまいりまして、第11条のスポーツ保健課の分掌事務では、課内室の改称に伴いまして、文言を改めたということでございます。

それから、第11条の2、全国高校総体推進課の分掌事務というところは、課の廃止に伴いまして削除ということでございます。

それから、最後、第19条につきましては、行政技能員の中に主任技能員ということで、1つ職が新しく加わりましたので、こちらの方を職務として記載したということでございます。

改正は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

- <廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第2号「山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について」、義務教育課特別支援教育室長より、説明してください。
- <特別支援教育室長> よろしく申し上げます。  
議第2号につきましては、山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正することをお諮りするものです。  
まず最初に、この山形県障がい児教育支援委員会について簡単に御説明いたします。  
就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会において、保護者との面談、特別支援学校における教育相談と、そして市町村教育委員会に設置されております市町村教育支援委員会の判断を経て、就学先の決定を行っております。この就学先決定などについて、困難な事例が生じた場合に、市町村教育委員会からの依頼を受けて審議し助言する場として、この山形県障がい児教育支援委員会を設置しているということがございます。当委員会は、医師、学校、福祉関係者等から組織され、教育長が任命する形となっております。  
議第1号にありましては、組織改編により特別支援教育課が新設されることに伴い、規則第7条の当委員会の庶務を処理する担当課を山形県教育庁義務教育課から山形県教育庁特別支援教育課に改めるものであります。  
以上、よろしくお願いたします。
- <廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第3号「第3次山形県特別支援教育推進プランの策定について」、義務教育課特別支援教育室長より、説明してください。
- <特別支援教育室長> 議第3号につきましては、第3次山形県特別支援教育推進プランを策定するためにお諮りするものであります。  
推進プランの内容につきましては、2月の定例教育委員会で御説明を

させていただきました。その後、3月1日から14日までのパブリックコメントを実施しましたところ、7件の御意見をいただきました。就学先の決定に当たって、保護者への丁寧な説明と情報提供を願うものや、寄宿舎の効率的な運用に当たって、児童生徒や保護者のニーズを踏まえた検討を願うものなどについて御意見をいただきました。どれもプランの内容の修正を要するものではございませんでした。したがって、プランの内容については若干の表現の修正や文言の訂正はありましたが、前回御説明したものと大きな変更はございません。

概要版をお開きください。施策一覧の左下、施策の枠組み3、「小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実」の下のほうの白枠内の2つ目、「多様な学びの場における特別支援教育の充実」という項目がございます。この中に、高等学校の部分に「通級による指導の導入」を記載しております。

これについては、学校教育法施行規則の改正が行われ、4月から高等学校で通級による指導ができることとなりました。山形県では、3年間の高等学校での研究を踏まえ、県立新庄北高等学校最上校に担当する教員を1人配置し、高等学校での通級による指導を開始することといたしました。通級による指導は、普通学級で普通履修教科科目などを学びながら、週に1、2時間程度、通級指導教室において、学習、生活上の困難を改善、克服するための指導を受けることとなります。最上校において、通級による指導が効果的に運用され、適切な指導が行われるように努めていきたいと考えております。

最後になりますが、御覧いただいております概要版ですが、本委員会での策定後、カラー刷りにして、今後、各学校、関係機関に配布をし、周知していく予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第4号「田川地区の県立高校再編整備計画について」、高校教育課高校改革推進室長より、説明願います。

<高校改革推進室長> 議第4号「田川地区の県立高校再編整備計画について」御説明を申し上げます。

資料4-3を御覧いただきたいと思います。

田川地区の県立高校再編整備につきましては、地域有識者等からなる検討委員会の報告書に基づきまして、田川地区の県立高校再編整備計画

として、この資料の上段囲みの1の(2)にあるとおり、平成36年度を目途とした再編整備の方向性をお示しいたしました。この方向性につきましては、平成26年11月の定例教育委員会で御可決いただきました県立高校再編整備基本計画、県全体の再編整備の基本計画でございますが、その中でもこの事項は盛り込まれております。この再編整備の方向性を今度は具体化させるため、教育委員の皆様にも御議論をいただきながら検討を重ねてまいりました。

昨年10月5日の県議会文教公安常任委員会で、今御覧いただいております田川地区の県立高校再編整備計画第2次計画(骨子案)を報告いたしました。この骨子案につきましては、地域説明会ですとかパブリックコメント、あるいは地元自治体等との意見交換などを通して、地域の声を聞くとともに丁寧な説明に努めてきたところでございます。

このような過程を経まして、本来であれば、この計画全体を教育委員会に付議いたしまして御審議いただくべきところでありまして、この計画の中で、特にこの資料の下段囲みの中の左上にあります、鶴岡南高校と鶴岡北高校を統合して併設型中高一貫校を設置する案につきましては、賛否両論が拮抗してございまして、理解が十分深まっていないとの判断から、継続して検討する旨を1月の定例教育委員会で御報告いたしました。

一方、その右隣にございます庄内総合高校に昼間定時制と通信制を新たに設置する案につきましては、田川地区の高校再編を考える市民の会が、より慎重な検討を求める趣旨の要請書を提出するなど、一部反対意見があるものの、地元自治体あるいは同窓会等からは賛同の声をいただいております。大方の理解を得られているものというふうに考えております。

また、急激に進行する少子化に対応して学級減を進める必要があること、庄内総合高校の特別教室等の耐震改築を早期に実現するために、庄内総合高校の将来の学校像を固める必要があるということなど、喫緊の課題の解決のため、計画全体のうち、庄内総合高校の部分について先行して方針として決定していただきたく、このたび付議させていただくものでございます。

1枚お戻りいただきまして、資料4-2を御覧いただきたいと思います。

このたび方針として決定していただきたい事項は、記載してございませとおり、庄内総合高校に鶴岡工業高校定時制の課程及び鶴岡南高等学校通信制の課程を統合いたしまして、全日制の総合学科、昼間の定時制総合学科、そして通信制普通科を併設し、生徒個々の多様な学習ニーズに対応する高等学校とすること。校名は庄内総合高等学校のままとするという内容でございます。

再び、次の資料4-3にお戻りいただきたいと思います。

補足といたしまして、下段囲みの左側中ほどに記載しておりますが、平成32年度に鶴岡南高校山添校を募集停止とする件につきましては、中学校卒業生数の減少に対応した学級減の年次計画の一環といたしま



して、教育委員の皆様にご説明した上で、3月8日の県議会文教公安常任委員会に報告しております。別にカラーの資料をお配りしていますが、この県立高校再編整備計画の裏面に、年次計画がございます。このような形で西学区の平成32年度の部分、山添校の募集停止につきましては、3月8日の県議会常任委員会で報告しておりますけれども、これにより、実態といたしまして、発達障がいなどの課題を抱える生徒の学習の場が失われるのではないかと御指摘もございます。これにつきましては、そもそも発達障がい等への特別支援教育、高等学校における特別支援教育は、山添校に限らず全ての学校で取り組むべきこととございまして、これについては教育委員会としても、今後とも特別支援員の配置などの手立てを継続していく必要があるというふうに考えております。

また、庄内総合高校への定時制、通信制の設置に伴いまして、鶴岡工業高校の定時制及び鶴岡南高校通信制が募集停止になるということとございますが、これにより、特に鶴岡市南部からの庄内総合高校への通学が不便になるとの御指摘もございます。これにつきましては、御指摘の課題はある程度想定されるわけとございますけれども、庄内総合高校が庄内地区のほぼ中央に位置しており、交通の要衝でもあるということから、新しく多様な教育ニーズに対応できる新しいタイプの学校という選択肢を、より広域の生徒に提供できるというメリットもございまして、その辺もお示ししながら、少子化に対応した高校再編整備、これによって通学の不便という側面もございましてけれども、やはり少子化に対応した高校再編の必要性というのをご理解いただけるように、今後とも丁寧に説明してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

<廣瀬教育長>

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問でございますでしょうか。

<森岡委員>

田川地区の高校再編の整備計画は、平成25年3月の策定の時も、様々な議論、生徒数の減少、世の中の流れの事情を鑑みて、多方面の意見を踏襲しながら、積み上げた上で計画として出したものだと思うんです。

先般の県議会の指摘のように、その都度その場面で、配慮すべき多面的な考え方があることも承知してございますし、それに対して今、教育庁では丁寧に地元の方などに対して、理解を進めていただけるような動きをしていただいているわけですが、積み上げてきたことが、ちょっと例えがおかしいかもしれませんが、後出しじゃんけんのような形で基本的な計画の修正を求められるということは、私は子どもたちにとっても余りよくないことではないかと思うんです。

今までのいろんな経過の中で、当初の計画、それから第2次計画で想定したような内容から、さらに遅れそうだというような懸念材料はあるのでしょうか。

<高校改革推進室長>

特に、先ほど申し上げた中高一貫校の部分と、それとは直接かかわらない部分もございますけれども、鶴岡南高校と鶴岡北高校を統合することで、ある程度勢いの維持できる適正規模を確保していくという部分、ここについては先ほど申し上げたとおり、もうちょっと慎重な検討、あるいはもっと理解を促進するような努力がもう少し必要だろうということで、その結果として、当初予定していたこの高校の開校が遅れる可能性というのは、それは否定できない部分があると思います。

ただ、特に教育課程のソフト面の検討と、もう1つはハード整備も伴う場合もございますので、そこは実際、具体的に作業を進めてみないと、遅れるのか遅れないのかということもちょっと今、定かに申し上げることはできませんが、可能性としては検討が長引く可能性があるというのは否定出来ないことかなと思います。

<森岡委員>

子どもたちに対しての教育の機会を、しっかり基本的な方針に沿って与えてあげられるような流れは、余り崩してはいけないと思います。

どうしても様々な大人の事情で、主張や御意見が多々あることは私も十分理解できるんですけども、やはり最終的には子どもの目線、現場の目線で、ぜひそういった当初の目標といいますか方向性というのは、余り混乱しないように持っていかなくちゃいけないんだろうなど、そんなふうに感じております。以上です。

<山川委員>

庄内に中高一貫校をつくるということで、鶴岡南と鶴岡北を合併するという問題と、それから中高一貫校をつくるという2つの側面があって、恐らくそれぞれのところからそれぞれの御意見があるんだと思うんです。中高一貫校はいいと考えている人もいれば、それはちょっと問題じゃないかと考えている人もいます。それから、鶴岡南と鶴岡北という伝統校を1つにして、事実上、高校が無くなるようにも見えるというふうなことからの意見と。

ただ、現状をいろいろ考えてみると、私の意見ですけれども、子どもたちの減少というのはもう避けられないというか、もう明確に減ってきている。そうすると単純に、クラスを減少すればいいのか、ということになるけれども、それだと学校としての教育機能が非常に弱くなって、従来のような例えば7学級、8学級でやっていたような教育はできなくなる。ある程度の人数がいての学校だということになると、まとめる方向というのは必要だろうなというふうに思います。

それから、中高一貫というのは、これは今の教育の目標の中で、中学高校ばらばらよりも、連続して6年間教育するということのメリットとこのを考えて、恐らく何年か前の教育委員会とかでも、そういう議論がされてきているんだと思うんです。

確かに高校というのは、地域の文化的な拠点ということがあるので、様々、問題点を指摘されるところはわかるんですけども、やっぱりこれは基本的な、こういう形でつくろうとしたところは間違っていないんだろうと思います。ただ、確かに地域の理解がないとうまくいかない

ということではあるので、そこはきちんと説明しないといけないんですけども、ただ、生徒数の減少の歯止めは当面かからない喫緊の課題、問題でもあるので、やっぱりきちんと説明しながら、両方の利点というものを理解してもらおうということで、当初の基本的な考え方を変更するほどの事が、この数年の間で何かあるかという、恐らく無いというふうに、私としては思っております。

<片 桐 委 員>

私は庄内地方に住んでおりまして、田川地区に住んでいる方からの切実な声が聞こえてくるわけですが、今後、県として、地元の方への説明とか、そういう計画はあるんでしょうか。地元の方との意見交換とか。

<高校改革推進室長>

明確に申し上げるほど具体化はしておりませんが、当然、検討を継続するという事は、地元の方の意見も吸い上げるし、こちらからの説明もさらに丁寧にしていくということで、何らかの形で来年度もしっかりやっていくことになると思います。それに当たって、具体的にどういう形でというのは、やはり地域の自治体とも相談しながら決めていかないといけないと思いますが、まずやるということは、間違いのないと思います。形については、また出来た段階で御説明申し上げたいと思います。

<武 田 委 員>

やはり、地域の方が理解しやすいような説明を、されているとは思いますが、計画どおりに再編しなかった場合のネガティブなストーリーというか、そういったところを分かるようにしていただくと、いのかというふうに思います。

学級数が減ると、どういうことになるのか、また、その先の生徒数減少の見込みの数字であるとか、今だけじゃなくて、もっと先を見通して理解出来るような。

<涌 井 委 員>

私も、基本的には森岡委員や山川委員がおっしゃっているような御意見と同じ気持ちです。これから大人になって生きていく一人ひとりの子どもたちの将来にとって一番何がいいのかということ、皆さんに考えていただけるような説明が必要なんじゃないかなということと、新聞報道等で読ませていただいている印象として、これから子どもが高校に入っていき、大学に入っていき、もしくは中学校に上がるというお母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん、そういった方たちが一体どのような御意見をお持ちなのか、特に田川地区にお住まいの方々。そういった方々の例えば人口減少に関するお考えとか、あとは中高一貫校に対する御理解というのはどれぐらい進んでいるのか、もしくは、今後の大学入試の改革についての理解、小中学校の先生方も含めてなんですけれども。その辺も含めた形で、その方たちが理解を深めていって、どのような意見をお持ちなのかというのを、そこを大事にさせていただけたらなということをお思います。

私は、小中学生の子を持つ母として、普段お母さんたちと話している

と、庄内ではなく最上地区においてなんです、皆さんほとんど理解されていない、という印象があります。先生も含めてです。なので、やっぱりそこら辺の層の方たちの御理解も一層進めていただきたい、本当に子どもたちのことを一番に考えて進めていただきたいなと思います。以上です。

<廣瀬教育長> やはり説明の仕方とか意見の求め方とか、そういったところをこれから十分検討していくということを念頭に、我々としての進め方、そこをしっかりと取り組んでいきたいと思っています。それについては、年度明けてから、方向を決めて、皆さんにもお示しをして御意見をいただくと、そういう形でよろしいですね。

今回方針を決定する庄内総合高校については、どうでしょうか。

<武田委員> 定時制というのは、工業科の内容になるんですか。

<高校改革推進室長> 定時制は総合学科になります。補足を申し上げますと、鶴岡工業の現在の夜間定時制の生徒でございますけれども、統合前に鶴岡工業に在籍していた生徒は、鶴岡工業の定時制のまま最後まで卒業していただくこととなります。庄内総合の昼間定時制の総合学科については、新しく募集を開始して徐々に埋まっていくというような形をとります。

一方、鶴岡南高校通信制については、年次とか学年という概念が通信制はないものですから、かなり幅広い在籍期間の生徒さんがいらっしゃるということで、こちらの方は統合とともに、鶴岡南高校の在籍の方が庄内総合高校の通信制の方に籍が移っていくということになるということ、これはあらかじめ何年も前からずっと説明していて、今後そうなるっていくということになります。

<廣瀬教育長> ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第5号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より、説明願います。

<管理主幹> 資料5-1をお願いいたします。

「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」御提案申し上げます。

具体的な改正箇所につきましては、対照表により説明申し上げますので、資料の5-2をお開きください。

山形県立高等学校管理運営規則の第20条第2項の中、「主事」を「

主事、学校司書主事」に改めます。

また、第 21 条の表中において、新たに 1 つの職を加えます。学校司書主事の職を新たに設置することに伴い、提案するものでございます。

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第 5 号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第 6 号及び議第 7 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 傍聴者退室 》

《 議第 6 号及び議第 7 号は秘密会にて審議 》

## ⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1053回教育委員会を閉会いたします。